

登米市市民活動団体移動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動団体が身近な地域において行う移動支援事業に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で登米市市民活動団体移動支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、登米市補助金等交付規則(平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 登米市まちづくり基本条例(平成24年登米市条例第2号)第2条第4号に規定する市民活動団体(以下「団体」という。)をいう。
- (2) 移動支援事業 市内に住所を有し、かつ、高齢者等の日常的に移動手段の確保が困難な者(以下「支援対象者」という。)に対し、車両による送迎を行う事業をいう。
- (3) 専用車 専ら移動支援事業に使用し、他の用途に使用しない車両をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 市内在住者の構成員が5人以上であること。
- (2) 市内に活動の拠点を置き、移動支援事業を実施している又は実施する予定があること。
- (3) 運営及び組織に関する会則、規約等を定めていること。

2 前項の規定にかかわらず団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とし、公益性を欠く場合
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする場合
- (3) 既に同様の事業を実施し、他の制度等に基づく補助金等の交付決定を受けている場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める場合

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助対象期間等は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助対象期間	車両区分	補助率	補助上限額 (1台当たり)
補助対象期間における移動支援事業に要する車両のうち1台に係る保険料(自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に係るものを除く。)	補助金の交付を申請する日の属する年度	軽自動車 (4輪のものに限る。以下同じ。)	2分の1 (専用車の場合 10/10)	8万円(専用車の場合16万円)
		普通自動車(小型自動車)		13万円(専用車の場合26万円)

		(4輪のものに限る。)を含む。以下同じ)		
補助対象期間における移動支援事業に要する車両のうち1台に係る借上料	同上	軽自動車	2分の1	12万円
		普通自動車		17万円

2 補助金額は、次の算式により算定して得た額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）と補助上限額を比較していずれか低い方の額以内の額とする。

保険（借上）料×補助対象期間内における保険（借上）期間の月のうち補助対象車両を使用した月数（移動支援の回数が4回未満の月を除く。）÷補助対象期間内における保険（借上）期間の月数×補助率

3 前項の規定により補助金額の算定を行う際に1月未満の端数がある場合は、これを1月とする。

（交付申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする団体は、同条に定める書類に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 団体の会則、規約等
- (3) 団体の構成員名簿
- (4) 補助対象経費の金額が確認できる書類
- (5) 補助の対象となる車両の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し
- (6) 補助の対象となる車両の任意自動車保険の保険証の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事業の変更等）

第6条 補助金の交付の決定を受けた団体は、当該決定に係る補助事業を変更しようとするときは、規則第10条第1項第1号に定める書類に事業変更計画書（様式第2号）を添えて提出し、市長の承認を受けるものとする。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

- (1) 補助金交付決定額の増額を伴う変更
- (2) 補助金交付決定額の20パーセント以上の減額を伴う変更
- (3) 補助事業の内容の重大な変更

（実績報告）

第7条 規則第13条第1項の規定により実績報告を行うときは、同項に定める書類に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 月運行記録簿（様式第3号）
- (2) 支援対象者の名簿
- (3) 経費の支出を証明する書類

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定の取消し)

第8条 市長は、規則で定める場合のほか、補助金の交付決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条の補助対象団体の要件を満たさなくなったとき。
(2) 補助事業を中止するとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。